○国土交通省告示第千十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1137	時刻歴応答解析方法を用いて検証する（仮称）泉一丁目計画Ⅱ」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	平成23年9月27日
1138	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「静岡呉服町第一地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	静岡呉服町第一地区市街地再開発組合	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目2番13号	平成23年9月27日
1139	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「清水駅西第二地区優良建築物等整備事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	清水駅西第二地区優良建築物整備事業建設組合	静岡県静岡市清水区本郷町1番28号	平成23年9月27日

○国土交通省告示第千二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
本田技研工業株式会社浜松製作所　細江工場	静岡県浜松市北区細江町気賀3794番1	船外機（連続最大出力74キロワット以下のものに限る。）	平成23年10月5日から平成28年10月4日まで

○国土交通省告示第千二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
シンフォニアテクノロジー株式会社　豊橋製作所	愛知県豊橋市三弥町字元屋敷150番地	発電機（定格出力が交流2000キロボルトアンペア、直流1500キロワット以下のものに限る。）	平成23年10月13日から平成28年10月12日まで
〃	〃	電動機（定格出力が1500キロワット以下のものに限る。）	〃
〃	〃	配電盤	〃
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第千二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ダイハツメタル　出雲工場	島根県出雲市神西沖町2400番地	内燃機関のシリンダライナ	平成23年10月7日から平成28年10月6日まで

○国土交通省告示第千二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社　群馬事業所　制御機器工場	群馬県伊勢崎市八斗島町726番地	配電盤	平成23年11月13日から平成28年11月12日まで
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第千二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション　加茂事業所	新潟県加茂市大字下条戊405番地	軸系の変速装置	平成23年10月13日から平成28年10月12日まで
〃	〃	軸系のクラッチ	〃

○防衛省告示第二百四十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年十月七日次のとおり決定された。

平成二十三年十月十一日

防衛大臣　一川　保夫

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇一七	ギンバル訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有	土地：約三六、〇〇〇平方メートル 土地：約三六一、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約一〇五、〇〇〇平方メートル
			国有	建物：約一〇平方メートル
			国有	工作物：囲障等 平成二十三年七月三十一日